

奈良県告示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和八年四月七日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食農部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

奈良県知事 山下 真

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の 施行日
合 天川村漁業協同組	吉野郡天川村大字 沢谷	奈内共第四号 奈内共第五号	令和八年四月七日
組合 上北山村漁業協同 組合	吉野郡上北山村大 字河合	奈内共第八号 奈内共第九号 奈内共第十号	右同
野迫川村漁業協同 組合	吉野郡野迫川村大 字北股	奈内共第十一号 奈内共第十二号 奈内共第十三号	右同
合 布目川漁業協同組	山辺郡山添村大字 桐山	奈内共第三十三 号 奈内共第三十四 号	令和八年十一月一日
合 曾爾村漁業協同組	宇陀郡曾爾村大字 今井	奈内共第三十八 号	令和八年四月七日